

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

- | | |
|---|---|
| ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策基金条例………（東京オリンピック連携課） | 1 |
| ○北海道安心子ども基金条例の一部を改正する条例（子ども子育て支援課） | 2 |

条 例

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第1号

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策基金条例

（設置）

第1条 国から交付されるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金（附則第3項において「交付金」という。）を積み立て、ホストタウン及び事前キャンプ地における選手等の受入れの際に実施される新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染の防止のための取組に要する経費の財源に充てるため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項の「ホストタウン」とは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する選手等と地域住民との交流及びその交流に伴い行われる取組を実施

する地方公共団体として東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣の登録を受けた道内の地方公共団体をいい、同項の「事前キャンプ地」とは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加する国又は地域が行う選手の体調の調整等のための合宿に係る選手等の受入れについて、当該国又は地域と合意した道内の地方公共団体をいう。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条第1項に規定する取組に要する経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(基金の使用の特例)

- 3 基金は、第3条第1項の規定にかかわらず、交付金を国庫に納付する場合においても、これを使用することができる。
- 4 第3条第2項の規定は、前項の規定による基金の使用について準用する。

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月5日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第2号

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「対応」の次に「、不妊治療への支援」を加え、「育てる」を「生み育てる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
